

明治四〇年四月二十一日

百問志料

山高龍觀職

百間志料

百間志料目録

一 序

一 地勢考

一 沿革考

一 尼沼考
八百比丘尼の故事

一 西光院考
附 雷電神社の故事

一 姫宮考
附 宝性院考

一 旧家考
附 鈴木 島村 両家

以上

百間志料

序

余曾て百間に百間記あるを聞き、一読せんと欲すること久し。頃日、姫宮の柳雫氏、知后氏を介して、其の修正校閲を請う。余喜び諾す。月餘にして到らず。偶川島の高甫翁之を聞き、亦知后子に托して翁が違に手写せる所の者を貸す。余感佩服かず。精読一過し巻を厭ふて嘆じて曰く呼紀事の荒唐なる、何か此の如く然るや。曾て想う。記一卷百間の事状を悉して残すなしと。其の披閲するに及んでは、全く所期と違い呆然たるもの久し。案を打て曰く、百間の地や豈に一篇の正史に伝えうるものなからんやと。閑に乘じ蔵書を探り得たるに従いて之を録し、又柳雫氏筆記する所の口碑談を参考し、以つて此一卷を成すを得たり。蓋し、他日修史の料に充てんと欲するなり。依て題を百間志料と云う。然るに事の早卒にして加うるに薄聞狭見の愚を以てす。其の粗なる知る可きなり。希くは好事の士人、毎々一本を写し、其の誤謬を正し、其欠漏を補い以て正史として後世に傳えうるあらば幸い甚し。

明治四十年龍集丁四月二十一日 校了

武陽高野永福寺精舎に於て

三十六世 枕流生 山高竜観 識す

百間志料

地勢考

南埼玉郡百間村は其の起原を詳にして難しと雖も、古代にありては江湾の沿岸にして、埼玉郡の東涯なりしことは明らかなり。
古記録に依れば

古へ武蔵と下総との間に入江あり。武蔵国にありては埼玉郡の地先まで挿入せり。

又、埼玉郡は足立郡の地先きに属する小郡にて三方は皆入り江に包まれてありき。などあり、又古老の口碑に依れば

百間の始め、南は海、北は沼、此間に高き台あり今に此処を出土ヶ原と云う。

とあり、中世以後入江旱涸して其沿岸湿瀉の地は自然に沼湖となり、高燥の地は早く開發せられる者ならむ。而して其の卑湿の地の後世開發せられて耕地となれる者は

笠原沼 丸沼 長田沼 越道 仲沖

等の字名有り。

古代の陸地にして百間固有の本土は東より台の越、西原、金谷原、山崎、紅葉岡の辺ならむ。入江旱涸の後、今の古川が利根川の本流として。溢流せる頃に至り其の沿岸の地に川島あり。川島、中島の中間に中洲を生じ、其の南に松の木島の現出したるものならむ。

入江旱涸の時代に就いては武蔵風土記に

潮水退て後、土地の開けしは延喜以降永和の頃に至る五百年間なるべし。

百間は出土ヶ原の地より始まる。此に雷電と神明を祭る。社地の前に榎あり。左を東神外、右を西神外と呼ぶ。其の中間を計るに大棹にて百間あり。依つて百間の里と称す。東を東村と云い、西を西村と云う。中に中村あり。西光院の十二坊立つに及び中寺村と称す。後此神明に除地五反歩を付け、西谷垂に移し、遺跡を神明耕地と云う。其後に藤の大木あるけ所を今、藤曾根と称する。

田宮時高の田宮太田考に

百間の称号は行基に始まると云う。行基の舟より上り玉へし所に地藏尊を安置し、舟山地蔵と云う。亦、行基が靴を掛け玉へしとて靴掛地藏とも云えり。行基是より上陸し玉へ出土ヶ原にて神外の地を計らしめ其間、百間ありたりとて百間の里と云ひ、初めしとぞ。当時の地形を按ずるに東、南、北の三面皆海に臨みて、東の鼻、紅葉ヶ丘、台の腰、山崎ぞ其の沿岸なるけらし。松の木島、川島、中洲、中島、平島などは、海水旱涸の後、出来せし者ならん。

とあり、蓋し信に近からむ。古老の口碑に曰く、藤曾根の前に丸沼あり、其の下は長田沼、其の間の東の台より紅葉丘へ来る所に昔船渡しあり。此所を越道と云う。船着場を仲沖と云へり。爰に見榎の大木ありし所なり。今に榎戸の塚とあり。

以上の記事に依りて古昔の百間を想見するに足らむ。

沿革考

天平一三年（741）

百間の称号は、行基菩薩に始まり、其の年代は天平十三年にありと口碑に伝うれども百間記に依れば、

逆井の原は若狭の船着場にて、船頭共其原に井戸掘りて置きし故、昔は此所を若狭の井戸と号す。其の後、人々逆井々々とは云へならし云々。

と有り。而も此事績が行基渡来以前とあれば、船子往来艇舶の要地たるや知るべし。当時、埼玉の津は万葉集に征歌ありて船舶往来の要地たり。此の所の名称は行基に起因するとも早々住民のある以上は其地名なりて有べき。

安閑記には、武蔵国造笠原直使主あり。当時の百間は此国造の所管なりしならん。続記に

天平五年（733）

天平五年六月丁酉、武蔵国埼玉郡、新羅人、徳師等男女五三人、依清為金姓

又

天平宝字二年（758）

天平宝字二年八月癸亥、帰化の新羅僧三十二人、尼二人、男十九人、女二十一人、移武蔵国の閑地、於是始置、新羅郡

の記事あり。後の文に載する新羅郡は埼玉郡の閑地なりとの考もあれば、此地が古代に於て、是等は子孫はなかりしか一考の償ひなしとせず。此地は王政の頃は、国司、郡司に隸せし者ならむも、明らかならず。鎌倉幕府の頃に至りては、全く太田庄に属せり。此庄は百八二の大庄ならしかば、南北の一に分ち、百間は南方に属せり。而して此庄の領地に付ては、那須家の家譜には

與市宗隆太田庄の領主

建武二年（1335）

と載せ、梅松論、建武二年十二月十日の條には
小山常大丸の領地太田庄
とあり、下河辺家譜には

太田庄、源三位頼政の領地、三位入道卒去後、属下河辺氏
とあり。

而して郷名詳しかならざるも、箕輪郷に属せしが、中世以後は百間領と称し、二十六村を総称
す。

百間、中村、東村、中島、内牧、梅田、新方袋、徳力、小溝、

太田新井、上野田、下野田、彦兵エ新田、百間四ヶ村請新田、藤

助新田、九人組新田、爪田ヶ谷、蓮谷、国納、高岩、

久米原、須賀、和戸、吉羽、西村、吉羽西村新田、太田袋、

是なり。足利氏の中世、太田道灌、岩槻城を築き長禄元年三月朔竣功せしより、扇谷上杉氏の

領地となり（河合村平林寺）太田大善亮氏資、小田原北條氏に属し、其嗣氏房の時に至りて。

又此地北條氏の領地となりしが、氏房滅びて後、徳川氏に帰せり。

武蔵風土記に載する所左の如し。

百間村は、即ち百間領の起りし所にて太田庄に属す。村内姫宮社に掛たる応永二十一年の鰐
口には太田庄南方百間と載せ、及び東村雷電社に掛けたる天文二十二年の鰐口にも太田庄南方
百間山光福寺云々と鐫たれば、地名の古きこと知るべし。

当村は、文禄二年足立郡鴻巣宿の農民来りて開きし地なりと云う。されど百間の名はこの年
開きしと云うは新田等の事なる可し。夫れより元和三年検地の時、村高三千石有りしと云う時
は、愈々新田も増加せしにや。其後、元禄八年酒井河内守再び改せし時、地を裂きて中村・中
島・東の三村を分村せりという。

長禄元年（1457）

応永二十一年（1414）

天文二十二年（1553）

文禄二年（1593）

元和三年（1617）

元禄八年（1695）

慶長二〇年（1615）

寛永元年（1624）

元禄一五年（1702）

宝曆三年（1753）

享保一四年（1729）

享保九年（1724）

享保一五年（1730）

寛延二年（1749）

明和四年（1767）

江戸より十里、民家百五十九、東は東村、巽は中村、南は太田新井村、西は四ヶ村請新田・爪田ヶ谷村、北は久米原・須賀の両村及び古利根川を境とし、葛飾郡杉戸宿と清地村とに對す。東西南北共に二十町余。笠原用水を引いて、水田を耕す。服部氏の家譜に権太夫政信、慶長二十年父政光が跡、武州太田庄三千石に自領五百石を合わせて是を賜うと記せり。村内に権太夫が屋敷蹟あれば、彼所領なる可し。（権太夫が屋敷跡は今の青林寺の境内及び其の北林是なりと云う）。又、東村百姓次右衛門が持てる記録に據れば、寛永元年当村を朽木民部少輔・永井豊前守・池田帯刀に賜えり。現に正保の改には、朽木民部少輔・永井豊前守・池田帯刀が知行及び曾根与五左衛門御代官所と載たり。

又、土人の伝に中頃、阿部豊後守が領地となし事もありしなどいえば後年、御料となりし処なる可し。

其後、元禄十五年村内全く米津越中守の領分となりしを、後又変わりにて、今は、堀田相模守、森川伊豆守、松波貞太郎の知る所なり。其内相模守の領分は宝曆三年に賜うと云う。此余持添新田六ヶ所あり。何れも、御料にて、一は逆井百間村新田と呼び、享保十四年寛播磨守檢地す。一は百間村新田と唱ふ。神尾若狭守・曲淵豊後守・遠藤六郎右衛門糾せり。一は百間金谷原組新田と云う。享保九年の新開とのみ伝えて、檢地は詳ならず。一は下の谷新田と云い、享保十四年寛播磨守改む。同十三年開きしを笠原沼新田と云う。同十九年、同人糾せり。此の二つを合せて百間西原組新田と云う。一は百間西原村新田と称す。こは、享保十五年寛播磨守の改なり。一は百間中村新田と云う。寛延二年の檢地により高入となれり。

小名 本村、西原、台の越、川島、内野、平島

姫宮明神社 後に出す

八幡社 村持 神明社 松永坊持 稻荷社 青林寺持

雷電社 遍照院持。庚申社

青林寺 西光院末、星谷山千手院 真光坊 中興法流の開山、宥誠、明和四年十一月廿八日

天正元年（1573）

遍照院 金谷山 天正元年造立。開山祐源。

宮崎坊 稻荷山

地藏院 以上、三寺西光院門徒

本尊不動

松永坊 黄檗宗。牛島弘福寺末星谷山。本尊弥陀。元禄年中、松永源太左エ門建立

寛永元年（1624）

元禄八年（1695）

中村は元、百間村の内なりしを、寛永元年池田甲斐守が先祖備中守に賜わりし時、家人中村長兵衛なるもの税務を指揮せしにより、彼が氏を以て村名となせしという。これは分村以前の事なれば、小名の如く唱へしもの如し。其後元禄八年分村せしとて、現に元禄改の郷帳には中村と載て、側に百間の二字を添たり。されば江戸への里数庄名検地等総て百間村に同じ。家数五十余、東は東村、南は内牧村、西、百間村、北も同村なり。東西南北共に四町余、東村を隔て古利根川の岸に飛地あり。小名川端と云う。又持添新田二ヶ所あり。一つは下谷新田、一つは笠原沼新田にて検地等の事は前村に辨す。何れも御料所なり

小名 前原、川端 台の越 松の木島

神明社 村内民持。

宝生院 後に出ず

弥勒院 西光院門徒 本尊不動

東村は、中村と同じく、古は、百間村の内なりしといえは分村せしは中村と同年なるべし。由て元禄の郷帳には東村と書て、そばに百間の二手を添え、また、古は寺村と記せり。されば、中古一たび寺村と唱えしこと知るべし。

江戸より九里半、民戸百二十。東は、古利根を隔て、堤根、本郷、小湊の三村に界い、巽は、梅田村、南は、内牧村、西は、中村、北は百間・中島の二村及び古利根川を隔て杉戸宿なり。

元和五年（1619）

明和六年（1769）

東西三十六町、南北十六町。昔より永井銈次郎が家の知行にて元和五年検地すと云う。村の南に持添の新田あり。下の谷新田、笠原沼新田にて、検地等のことは百間村に辨ず。又、同所に少しの新開せしは明和六年宮内孫左衛門検地と云う。何れも御料に属す。

小名 中寺 藤曾根 戸崎 若宮 川畑 柚の木 松の木島
西光院 後に出す

浄土宗、岩槻浄国寺末、花生山。本尊弥陀。延宝元年運誉善貞開基。

享保一十九年（1734）

中島村も、庄名・用水検地等前村に異ならず。江戸より行程十里余を隔つ。開発は、天正十八年島村出羽宗明之を創め道仏村と云う。然るを元和五年検地の時、今の村名に改めしと。旧くは、百間村に属す。彼の村内の小名にて元禄八年に至て一村とはなれり。東は、古川に隔て堤根村に隣り、南は、中村・東村・百間村等に接せり、西は、蓮谷・須賀の二村にて、北は、百間村の飛地なり。東西十町、南北七町、家数七十八。昔より池田甲斐守の知行にて其余御料に属せり。持添新田ニヶ所あり、一は笠原沼新田、一を浮戸谷新田と云う。ここは享保十九年の検地なり。

元和五年（1619）

小名 道佛 中洲 若宮
稻荷社 村の鎮守 元和五年勸請。村持。

若宮八幡社 西光院持。

医王院 西光院末、稻荷山宗祐寺と号す。島村出羽宗明の建立

青蓮院 西光院門徒、若宮山。島村氏建中興。

庵 村持 本尊薬師

尼沼考

若狭八百比丘尼の事績は、本村の開闢史中の眼目として口碑に存せる所にして、既に行基法師が阿弥陀彫刻の際、尼未だ幼年にして法師の傍に遊戯し其彫刻を妨げたるを以て法師は、戯に我業卒らば汝を弁才天に祀るべしといいたるに、其後妨げとならざらしを以つて弁才天に祀りたり。今、西光院の前にあるもの是なりとの説あれどもこは行基漫遊の当時は江頭なりしを以て、法師が事業鎮護の為に祀りたるものか、若しくは当時の漁者の奉祭せしものならむ。旧託の伝えふる所は、釋良宣の集異記には

里人相傳う。古昔天平の頃、逆井の濱に鯖目と名くる漁夫あり。一女あり。八百路と云う。天資神秀、眉目秀麗なり。童齡の時、一日群兒と戯れ相追逐す。八百其濱に泊する所の賈船上りて隠る。仮寝して船の出ずるを知らず。駛すること數里にして始めて覺めて啼哭す。舟子驚きて之を知る。如何ともすること無し、中にただ兒童を愛好するものあり。八百を携へて郷里若狭に歸る。後日便に着け還附せんとするに、八百親信して歸り去るを肯せず。中畧 終に父子と為る。舟子死して悲哀に過ぎ髪を剃りて尼となる。里人俗称に依りて八百比丘尼と喚ぶ（原漢文）

和漢三才図には

若狭小濱の空印寺に八百比丘尼の木像あり。相傳う。昔し女僧あり。此に住む。其の齡八百才にして容姿壯美なること十五六才可なり。仍而八百比丘尼と称す。或は人魚を食ふて、然りと謂ふ者非なり。（取意）

空印寺の縁起なる者、畧同じ。百間記には、

浪人五六人來りて寺村の東神外より西神外の間、百姓の家五、六軒立居ける。有る時、五人集りて庚申待に致して居るける時、誰とも知らず四十計りの男一人立寄りていう様は、是は何事ありて各様方集り玉ふやと言う。一座の者共答えて云う様は、今夜は庚申待を仕ると言え、彼の男重て幾人にてなさるやと問う。

一座の者共答えて五人にて仕ると言え、彼の男言う様は、庚申待は五人にて致さぬものなれば私を差添え六人にて成され候へと申す。一座の者共是を聞て、然らば其許も入るべしとありければ、忝なき仕合なりとて足を洗い、座敷へ上り、四方山の物語りにて夜を更かし鶏も啼きければ各声を上げて暇乞いして我家へ立帰りける。在郷の事なれば廻り宿に致しけるに、やがて彼の男の当番になりければ、其日迎えに來りけるこそ所の者言う様は、其許は何処のものなりやと問う。彼答えて、私は龍宮の者なりという。夫より互に五人の者を喚び集めて行きけるに下の谷より逆井つつに入ると思え、其下に大なる森ある。五人の者共、彼の男に問へければ、あれは何處なりやと。彼男の曰く、あれぞ某の屋敷にてこそ候へ。いざいざとて猶二、三丁程上りて長屋門より内に入る。中畧 一人勝手へ行けば何やら十二、三の娘の様なる者を菰に包にて料理の間に持参して云う様は、先づ是を料理すべしとありければ、右の男之を（見て）立歸りて、此由を五人の者に噺し、中畧 饗膳も果てなんとする頃、彼人の形せる肴を出されたり。中畧 其の中一人是は国へ歸り咄しにもなる品なりとて、鼻紙の間に入れて懷に納めけり。中畧 彼男に送られて尼沼の橋にて暇乞して立分れける。五人の内、八兵衛と言う者の娘三才なりけるが、此人魚を食しける。之れ八百比丘尼なり。

又、集異記には

寺村の地に庚申講を催す者あり。一日異人來りて申して言さく、某積年金剛を信ず。願くは講に入り党に加はらんと辞色懇懃なり。郷人相議りて之を諾す。異人喜ぶこと太し。懇に約して曰

く、来る庚申の日某甲会主とならんと。某日、異人郷人を迎ふ。警めて曰く。慎て目を開くなかれと、衆意に異めども問わず。相瞑して其援くる所の一升杖を採る。

唯だ風声の如き響を聞くのみ。須臾にして異人目を開けと喚ぶ。郷人等其の言の如くす。四方快濶一廓の金殿巍然たるを見る。異人伴ふて中門を入り、之を東閣に延く。楣宇金碧を鏤め、扉障玲瓏たり。侍童数輩、皆玉顔、朱袴を穿ち、青を着けて盃盤の間に周旋す。供する所山海の珍を尽し、酒も亦客歓興を極む。

中畧

異人更に玉盤に烹煮せる小児を盛り出して郷人に進む。郷人驚異し一人の之を嘗むる者なし。鯖目独り其の肉片を採り裏みて懐にす。

中畧 鯖目の子を八百路と云う。年甫めて四才。其の父の携ひ帰れる肉片を拾うて之を食う。蓋し人魚なりと。

此集異記の事、百間記載する所と畧同じ。然れども荒唐信難し。但し、八百比丘尼の居りし事は事実ならん。

西光院考

西光院は百間の旧蹟なり。武蔵国風土記には、

新義真言宗山城国、醍醐三宝院末百間山光福寺と称す。当院は、行基草創にして昔は法相宗の大刹なりしが、中興開山、日雄、今の宗門に改めしとなり。末寺門徒塔中二七ヶ寺あり。寺領五〇石は天正一九年一月賜り。本尊薬師を安ず。日雄は慶長一三年八月五日寂す。中興二世日誉、寛永十七年十一月廿日寂す。此僧東照宮御帰依あり。屢々召寄せられ。其の頃拝領の御茶碗今に寺宝とす。文書二通あり。其文左の如し。

天正一九年 (1591)
慶長一三年 (1608)
寛永一七年 (1640)

百間の寺家中当番致狼藉由一段非儀候。於自今以後毛頭横合之人有之は注交名可承る小田原令披露急度可處重科に候為其証文如此候恐々敬白

永禄一三年 (1570)

永禄一三年庚午二月二〇日 北條善九郎康成 花押

百間西光院

同寺家中

百間六供之事。如前々不可有相違本所其外寺社領仕置候永不可有違儀猶当城繁栄之祈念無怠慢可被抽精誠者也仍如件

天正一四年丙戌三月一日 氏房 花押

天正一四年 (1586)

西光院

昔は殊に大刹なりし故、今は本堂、鐘楼諸堂等多く境内の外に出でたるとも、もと御朱印寺領の内なればその実は寺地構の中なりと云へり。之にても大寺なりし事を証す可し。本堂弥陀の座像長三尺計りたるを本尊とし、脇士に観音勢至其外不動毘沙門及脱衣婆を置く、共に行基

天文二十二年（1553）

の作と云う。また行基自作の座像あり。長さ一尺八寸計り。（之は弥陀堂か）
此の堂の背後に行基の塚と言うものありて、古く和州菅原寺より遺骨を移せしとぞ。地藏堂行
基当所に履を掛けし所ゆへ履掛地藏と言ひ又舟山地蔵とも云う。
観音堂 行基の作、準提観音を安す。

五社権現 熊野三社、山王、白山

雷電社鰐口一口、西光院に蔵す。銘に曰く

奉鑄鰐口武州太田庄南方百間山光福寺の内雷電宮当住也

天文二十二年癸巳正月一日 別当権少僧都祐信並神主

天神社 浅間社 辨天社 聖天社

三峰社 稻荷社 金毘羅社 塔頭

東光院 観音寺

不動坊 大蔵坊 大善坊

此の余 明積坊 廣照坊 池之坊の三所ありしが、近き年より廢して又再建ならず。

而して百間記には

人皇四十六代孝謙天皇の御代天平十三年秋の末つ方、行基菩薩此所へ修行に來りたれば、道
辻にて八十才計りの老人に出合ひ、此老人曰く、此所は仏陀影向の所なれば何卒弥陀を刻み堂
建立頼み人、仏堂出来の上は御苦勞ながら某を五社大権現に勸請して玉はらば我れ所の守護神
となるべし。（下畧）

行基其の請を容れて弥陀の仏像を造る。某阿倍仲麻呂に請ふて更に堂宇を作ると然れども百間
記の記す所、仲麻呂及び吉備真備の事績、荒唐にして合わず。為めに行基の事績をも合わせて
不稽の事となさしむるは、甚だ歎ずべし。依つて因に行基の事績を挙げ、次に仲磨の事に及ば
ん。

天平一三年（741）

養老年中（七一七）

724

天平一七年（745）

正史の記する所は、行基は高志氏、和泉大島郡の人なり。十五才にして出家し、薬師寺に居り
瑜伽唯識等の論を新羅僧慧基に学ぶ。又義淵に従い、且具足戒を徳光に受けたりと云う。慶雲
元年家を改めて仏堂とし自ら大和の生駒に隠退して老母に事へ。又、弥陀の名号を称へて都鄙
を周遊し衆人を教科す。道俗化を慕いて追従するもの千を以て教う。和尚の来ることを聞けば
巷に居人なく、争い来りて礼拝す。諸要害の所に至らば橋を作り、陂を築かしめ、聞見の及ぶ
所来て功を加え日ならず成りた斯け道俗を巧に誘導せしかば、私度の弊も自ら生じけん。元正
天皇養老年中、勅して曰く、凡そ僧尼は寺家に寐居して教を授け道を傳へ、令に準ずるを乞食
は三綱連署して、午前の外は乞食するを得ず。又食物の外を乞うことを得ずざるを小僧行基並
に弟子等街衢に零疊して、妄りに罪禍を説き、朋黨を構い強て餘物を乞い、偽りて聖道と称し
百姓を妖惑す。道俗擾乱して四民業を棄て、これ進ては釈教に違ひ退きては法令を犯すものな
りとして拘禁せられしに程もなく赦されたり。聖武帝立つに及びて大に行基を籠し玉い、天平一
七年玄昉のせしらし年、直ちに進んで大僧正に任ぜられ、即ち玄昉に代りたるなり。尋て封
九百戸を賜う。辞して受けず。後又大僧正を改めて大菩薩の号を賜う。罪余の凡僧かく顕達す
ること必ず其の故あるべけれ凡そ詳ならず。或は玄昉の謫は行基と勢力衝突にして行基神仏
同体説を進めて東大寺建立の勸志を固め、それにより遂に玄昉を排するに至りしが二十一年に
至りて八十三才にて大和の菅原寺に寂す。其生前留止する所、皆寺を立つ。其の数畿内に四十
九院、亦架橋六か所、道を直くすること一所、鑿地十五所、通溝七所、樋を作ることに三ヶ所、
港を築くことに二ヶ所、堀川を開くことに四ヶ所、布施屋を置くことに九ヶ所、民皆之を便とす。
又、三才図会載する所、左の如し。

行基の父は高志氏貞知。其先百済国王の苗裔王仁の末。母は蜂田の首虎身の女、薬師。女と
名づけ其胎内を出づるや、胞衣纏うて脱れず。母之を忌み懸樹の枝に棄つ。宿を往きて見るに
胞を脱して能く云う。父母大いに悦で、鞠育す。既に稍長じて真粹天挺範夙く彰じたり。中畧

天平勝宝元年（749）

靈龜二年（716）

天平勝宝四年（752）

天宝一三年（754）

※中国曆

慶長十年（1605）

神龜三年（726）

和州薬師寺を似て在寺となす。天平勝宝元年二月二日寂す。年八十二才。又、阿倍仲麻呂の事蹟に付ては正史の傳ふる所左の如し。

阿倍仲麻呂は中務大輔の船守の子なり。性聰敏好んで書を読む。年一六選れて遣唐留学生となり、元正天皇靈龜二年、遣唐使多治比縣守等に從うて吉備真備と與に入唐す。真備時に二六、仲麿該識する所多し。姓名を易いて朝衝と云う。玄宗左補闕を授けて儀王を友とす。後に秘書監に至り衛府郷を兼ん。考謙天皇天平勝宝四年藤原清河唐に至る。玄宗仲麿に命じて接伴せしむ。清河還るに及びて仲麿與に還らんと欲す。玄宗困りて命じて使とす。此時詩歌あり。詩は、
衛命將辞国 非才恭侍臣 天中恋明主 海外懷慈親 伏奏違金闕 驂去玉津 蓬萊郷路遠
若木故園鄰 西望懷恩日 東帰感義辰 平生一宝剑 留贈結交人
歌は彼の有名な

天の原ふりさけ見れば春日なる三笠の山に出し月かも

なりとす。王維、包佶、逍驂等皆詩を贈る其船海上風に遇い安南に漂泊す。李白漂没したりと思ひ詩を作りて哭す。天宝一三年清河と復唐に至る。肅宗、左散騎常侍安南都護に擢す。光仁帝の元年唐にて卒す。年七八代宗潞洲大都督を贈る。在唐五四年と以て百間記の妄を辨すべし。馬貞丈の消閑録卷五諸寺縁紀の部に

余天明元年八月二日西光院に遊びて其縁紀を見る。卷末署して

慶長十年四月朔依旧記抄録 法印日雄

とあり蓋し中興日雄上人の自記の本と見えたり、其記の大意に曰く、此地は古昔漫々たる滄海に臨みたる所にて里俗出土の台と称す。聖武皇帝神龜三年の秋行基菩薩東国遊歴の次で、武蔵野鼻より舟に乗りて出土の崎に着き玉い、是所より上り玉うて靴を御足に掛けて下り立ち玉うとて後世地蔵を建立し、之を船山地蔵、また靴掛地蔵とも申せるは此のゆわれなり。又舟より岸に上り賜う時、携う所の菩提樹の杖を力草に突き立て之により上り玉ひしが、其根をさして

大木となり逆さに杖を指したりしかば逆さ菩提樹とて今にあり。斯くて出土の台に神明の社ある所にて里人に遇い玉い、此所は何と云う里ぞと尋ねたまえしに、里人出土の台と申し、又海辺なる故出土の濱とも申候と答ふ。行基菩薩其所の東神外、西神外の榎の間を測らしめ玉いに百枝程ありしかば菩薩、もまの里をと仰あり。其夜神明の社に通夜し玉ふ。夜半の頃に及びて白髪白衣の神人忽然として現じて曰く、われは此地に有縁の者なり。法師に頼みたき事あり、そは他事ならず。後世此地仏法繁昌の爲めに仏像を彫刻し玉え。本土有縁の仏は薬師如来なれば一二神将をも併せて作らせ玉い、未来の導師は慈悲弥陀佛を起ゆるものなし。当来往生の爲めに弥陀仏をも彫刻頼る。其仏眠の料にもとて二八個の宝玉を行基に授け奉り。かきけす如く失せ玉いぬ。行基神告に従い、浄水を尋ね玉う。東神外の浦に貴船長、鈴川日向とて兄弟の長者ありけるが、行基の徳を仰ぎ資料齋飯に供し奉りて造佛の功德を助けたりければ、其年師走五日、全く功を竣りて一四の仏像、活けるが如く神授の宝玉を籠めたりしかば端巖の瑞相言はん方なし。かくて一四体の仏像成就せしにぞ、長は弥陀殿を作りて弥陀仏を容し奉り、日向は薬師殿を作りて薬師如来と一二神将とを安置し奉り其時行基菩薩は五社権現を勧請して、白衣の神人を祀り、辨才天を祀りて浜の繁昌を祈念し玉いしとぞ。或説には行基菩薩出土ヶ濱より船出し玉いしかば、出土ヶ浜の名出来たりとあるも詳かならず。後に長の霊を稻荷に祀り、日向の霊を金比羅宮に祀りしとかや。大同元年光福坊始めて寺院となし法相華嚴兼学の宗旨たり。仍て後大同坊と号す。弘仁一年、弘法大師東国遊歴の節、此寺に掛錫し玉い、後慈覚大師中興し玉う。是より台密の道場たり、薬師如来、弥陀如来を以て本尊となし、一二神将に因みて一二坊を立て、源三位頼政郷の室、菖蒲前深く当寺の弥陀仏を信仰し玉う。依て弥陀堂を再興すと云う。中畧 日慶再興す云々。

と大同年間寺院創立の事に付ては左の如き口碑あり。
左甚五郎一夜に弥陀の宮殿を作らんとして工事を急ぎしに将に功を竣てんとして暁明鍛冶工

の夙起して練鉄する槌聲を捻惶げして作るに及ばずして道具箱を覆して去ると。
又曰く之れ甚五郎に非ず。飛驒の匠なりと、
何れも大同の時代に合はず。

左甚五郎は紀州根来の人天平の乱を避けて近江ノ大津に寓す。天平慶長頃の人なりと、
又飛驒の匠の事積は和漢三才図会に曰く、
昔当国飛驒に多く工匠ありて能く宮殿寺院を造る。今に至りて飛驒の工匠と称す。俗に飛驒の
工なるもの実の名と爲すは誤なり。職原抄大全に曰く、
木工寮は大工の爲す所皆之を掌る。古飛驒国に大工多し、京都に来る木工頭奉行す、之を飛驒
の工と云う。

況むや同寺の縁紀に参するに大同の工事は、光福寺の私説に出ず。豈に飛驒の工匠を雇うをせ
んや、左甚五郎と世を去る遠し。
又言論を要せんや

又堂塔建立の施主に就ても百間記には阿倍仲麿建立すといひ風土記には

阿部清明建立の願主なりと傳うるも疑わし

とあり、余思うに是れ土地の口碑に仲麿の事を附会し、好事者の書き出したる小説にて、仲麿
等の出所も当地最初、阿部豊後守の領地となりたることありとの事なれば、此阿部の姓字に胚
胎して仲麿の事績を附会し、島村、鈴木が旧家なりとて仲麿の家臣としたるならん、然るに笑
止や。

島村、鈴木が事は後に出すが如く近世土着の民にして、当時の人にあらざるをや、百間記の巻
尾に

天平十三年より文化八年迄、千三十一年なり。

の一行あり、他の一本を校するに亦然り。されば文化八年に好事の者口碑の博説を骨子とし一

部の小説を附会して時人の耳目を喜ばしめたる者ならん。

次に、西光院五十石の御朱印に付ては、百間記には、爰に岩槻城主、太田道灌なり。然るに北条相模守直氏、岩槻を賣んとて大手の大將は宮の下に陣取、湯手の大將は花積基に陣をとる。されど岩槻の要害は荒川を控え、其内にうた沼あり。表手より入事成り難き故、大手計り強く皆大手の口より強く責めければ不叶。然るに軍兵共沼へ身投る体にて水底の橋を渡りぬ。北条方は花積台に矢倉を立て遠眼鏡にて城の要害を見るに、目の下に見つ、依之水底に引橋あることを見出し、一騎当千の者共騎馬に乗りて荒川を我先にと乗り抜ケ抜ケ相渡る。爰に鎌倉扇ヶ谷上杉弾正定正の方より加勢参る由聞こえければ北条相模守雷電宮へ祈請せられしに願望成就して東海道は雷電夥しく鳴りはだめき、二日間大雨降り注ぎければ川は満水となり、上杉勢二日、三日途中に小逗留する内に北条方はうた庭橋を渡りて暫時に責落とす。道灌不叶して江戸へ逃れ行く。北条相模守悦びあり。諸願成就なれば雷電へ五十石の御朱印を付け、三尺五寸のわに口を納む。今西光院の汁物なり。其の後、御朱印御書替の節、寺の御朱印に直す。其の後、十二坊取立てる故、字は寺村と云うなり。昔諸役繁くして廻状等数度参る故、名主とも相談して、本村を後へ譲りし故後宿を百間村というふなり。

とあり、口碑には
此の地は、北条の領地にして東海道退口の合戦の時、右の雷電を祈りて大雷の功あり。依て五十石を賜る。御朱印の署名に北条善九郎氏政とあり。

而して百間記に所謂鰐口なるものには、

天文二十二年癸巳正月廿日

とありて、依て岩槻城の沿革を検するに

当城は、長禄元年三月朔日経営なる後、太田美濃守資頼、当城にありし時、家人渋井三郎と
いいしもの、ひそかに北条左京太夫氏綱にかたらい、内応せしかば、大永五年北条勢攻囲みし

天文二十二年 (1553)

長禄元年 (1457)

大永五年 (1525)

享祿四年（1531）
天文二年（1523）

天正一八年（1590）

慶長一四年（1609）
元和五年（1619）

天和三年（1617）
元祿十年（1697）

永祿一二年（1570）
天正一九年（1591）

により、城主資頼も防ぎ兼て二月六日落城いれり。此の時城兵三千余人討死し、資頼は足利軍石戸へ引退く。其の後、享祿四年九月資頼再び軍勢を催し当城を攻めけるに渋井三郎もふせぎかねて見えしが、二四日遂に討死す。よりて又資頼が持城となれり。天文二年其の子信濃守資時に譲りて其の身は世を通る。資時は程なく卒しけり。かくて美濃守三楽この城を守り、屢々北条左京太夫氏康と戦う。其の子大膳亮氏資に至り、父に背きて北条氏康に属す。三楽遂にたまりかね城を出て常州に趣き佐竹左京太夫義照に客居す。氏資卒して子なければ北条氏政の次男十郎氏房に太田の氏を名のらせ此城居らしむ。天正十八年太閤秀吉小田原攻めの時当城へ討手を向けらる。五月十九日、早天より上方三河の軍兵とも一ぐんとなり押寄せたり。中畧力尽きて櫓より笠を掲げて降を乞ひて城を渡し同廿日退居したりければ城は其俣浅野長政の手に受取、御入国の時高力河内守清長に賜い、土佐守正長左近太夫忠房に至れり。忠房が時、慶長十四年三月城悉く炎上す。其の後、新に城廓殿舎を造営せり。元和五年高力氏遠州浜松に移り青山伯耆守忠俊に賜りしが、同七年故ありて遠流せられ、依て朽木内膳正、新庄駿河守交番城守を命ぜられ、同九年阿部対馬守忠盛の時、丹後宮津に所替あり。同年板倉内膳正に賜り、同三年板倉氏信州松本へ移り、戸田山城守忠昌に賜い天和三年下総佐倉へ移されて松平伊賀守が居城となり、元祿十年但馬出石へ移り、同年小笠原佐渡守長信の居城となり、七年を経て伊豆守直敬、伊賀守直陳の時、宝暦六年 美濃加納へ移され、同年大岡出雲守忠光に賜はりしより代々大岡氏の居城たり。

以上の沿革に徴するに百間記の説又荒唐の失あり。北条相模守とは誰なるか。其の名直氏とあれど其の人を明らかにすること難し。次に、口碑の説に依れば雷電の擁護は岩槻攻の時に非る如し。而して御朱印に北条善九郎の署名を挙げ氏政とは小田原の城主氏政の事か。風土記には永祿十二年署名の文書に善九郎康成とあり口碑の誤にて、康成にはあらざるなり。猶考ふべし。風土記には御朱印下賜の年号を天正十九年十一月と載す。然らば北条氏没落の後

寛永元年（1704）

なり。

因みに曰ふ。百間記に

寛永元年西光院焼ける。其の灰を山崎と藤曾根に埋め（十六善神と石碑あり）是を経塚と号す。同三年建立すとの事あり。これは事実ならむ。

姫宮考

武蔵国風土記に曰く、

姫宮明神社、村の鎮守とす。中村宝生院持、神体釣鏡三面にて厨子の内に掛く。中央は釈迦の像、左右に文殊普賢の像を鑄出せり。社前に応永中の鰐口を掛く。文曰く、敬白武州太田庄南方百間姫宮鰐一口旦那太夫五郎 応永二十一年甲午三月 日

按ずるに、或説に抛れば式に載する埼玉郡宮目神社と云えるは此社といへど正しき抛を知らず。末社は地主権現、天神社、姫宮八幡、三峯神社、稻荷、香取、鹿島、神楽殿とあり、又別当宝生院の條下に

新義真言宗東村西光院末姫宮山と号す。開山は伝へざれば先住僧の内宥慶というもの明応九年六月十日寂すと云えば古き寺なること知るべし。本尊不動を安ず。

本地堂 当寺は百間村姫宮を預れるを、彼の本地仏釈迦、文殊、普賢の三像を安すと云う。とあり、又古老の口碑に依れば

昔、紅葉が丘という高地あり。凡そ五町歩位、爰に紅葉を脉むる人来りぬ。此人は紀州熊野の人なりとぞ、東国遊歴の折、此所に休み紅葉を誉め、是は紅葉の名所なりというて、此丘に姫宮三神を祀る。夫より此を紅葉が丘、又は姫宮台といひ、其周囲を台の腰、又は宮の後を宮の腰と云う。此社に応永の鰐口あり。木魚に似りとぞ。

御位は柳原正一位姫宮大明神とあり、百間の総鎮守となる。創立年代は不明なりと。

又、曰く

一説に、姫宮は鷲の宮明神の御后と云う。姫宮を初めて七子巡りということ。文政の頃迄有

りき。今は姫宮を鷲の宮の地内に祭り、年々此姫宮へ参るを鷲の闇祭と云う。

霜月 申の日 鷲宮明神の祭

同月 酉の日 姫宮明神の祭

夜分燈火を消して神主姫宮へ参詣す。

姫宮三神とは

たき里つ姫命、かくつち姫命、いちきつ姫命とあり、依て鷲明神の録紀を検するに

当社は式内の神社にあらざれども、尤も古社なり。祭神は、天穂日命にて、大背飯三熊之大
人天夷鳥命合を祀す。書記に天穂日命は、出雲臣武藏国造土師連の遠祖なりとあるを 以て、
実は土師の宮と号すべきを和訓相近きを以て鷲宮を唱へ来れり。俗説に依れば有馬王子、良峯
安世ここに来りて、神となる。本地は釈迦なりとあり云々。

主社 姫宮八幡

とあれども、姫宮と鷲宮との子係明らかならず。口碑には素盞鳴尊の子なるべしとの説あるを
以て、古事記を検するに、日の神尊と天の安河原に於て、会誓の日生める神なり。

多紀理昆賣命

市寸島比賣命

田寸津昆賣命

あれども、口碑の三尊の如き名なし、後世の誤りならんか。但し、相島時貞が郷志稿本に左の
記事あり。

桓武天皇の皇子に良峯安世王とて賢明の人ありける。一人の娘ありて宮目姫と申しき。国の
秀才滋野国幹に伴われて下総国に下らんとて、武蔵国百間の里なる紅葉ヶ丘に来玉いけるに、
頃は天長元年長月の時節なれば山中の紅葉錦を晒すが如く、濱の真砂に照り添うて奇麗言うば
かりものありければ、姫は此景色を愛で玉いひて、国幹と共に駒の足を搔き止めて地主権現の

天長五年（828）

元享二年（1322）

宝永年間（1704）
1711

祠に憩いて隈なき景色を詠め玉ふ。程に夕陽西山にうすづき、霜氣肌を侵しけん。俄かに癩の病起こりて医療の術もなければ其夜半ばかりに息絶え玉い。又、国幹も天にあこがれ、地にさけべども三魂六魄杳として還らん。術もあらざれば従隨の家臣に慰められ泣く泣く姫の死骸を丘の西の辺りに埋りつつ、下総へこそ下られける。此頃は丘のめぐりに住む人とてもあらざれば、姫の塚とて、香華を手向くる者もなく、松風のみぞ音ないけるが、天長五年の頃かとよ、慈覚大師、故郷の下野へ下るとて姫の事を聞き給いて、錫を此地にめぐらし玉ひ、回向に時を移しつ、里人にかたらい祠を立て、姫宮明神とぞ申しける。大師も茲に留り玉うこと三月許り。里人の請に任せて宝性院を開基あり。永く姫宮の別当としなし玉ふ。其后、鎌倉幕府となり、右幕下頼朝深く鷲の宮明神を信仰し玉い、庄の鎮守と玉へしより鷲宮神社の下風に立ちぬ。元享二年霜月酉の日、宝性院の祐憲僧都姫宮三神を勧請し、宮目姫命に合祀してより故実全く廃したり。應永の頃、滋野太夫五郎貞知と云う者あり。其先祖の愛室の苗なりとて本社を再興し鰐口を寄附しめ、或夜、五郎の夢に宮目姫現し玉いて、堂舎の再建を誉め且つ告げて曰く、此所は昔海浜なりしかば難風の為めに破船の波没したる亡霊の魚類となりてしか、土地の変遷と共に其所失い依る所なきを怨霊の神となりして我氏子に災ひすること少なからねば、鰐口を木魚の形に作りて殿堂に懸けよ。詣するもの、この鰐口を打てば亡霊その響を聞きて得脱し長く憂なからとなり、五郎夢の想いに従て、奉献する所の鰐口今にあり。（下略）

とある事實は、鷲宮の口碑に有間皇子、良峯安世の霊を祭るとあるに何等かの関係あらざるか。又口碑に依るに

徳川氏の中世頃、此地より宥宣と云う僧出でて、下野国出流山千手院住職となり、後に故郷百間に帰り、西光院の九世となりしが、隠居して宝性院に住す。此僧姫宮三神の本地仏を祀る。釈迦、文殊、普賢の三尊之なり。御丈一寸黄金の仏像なりと云う。宝永年間の事ならん。とあり、風土記の本体三面の鏡なりとの説と相違す。考ふべし。

旧家考

松永氏、服部氏、関根氏、伊草氏等比他多からめど、風土記に載する所、島村、鈴木の二家過ず。曰く、鈴木次左エ門其の先祖は、鈴木左馬之助重次とて管領上杉氏に仕え、其の子雅樂助重久も上杉の臣たりしが、其の子雅樂助業俊の時に至り北條氏政に属し、其の子日向守後ち入道して清と称す。数通之文書を載す。左の如し、

改定看到之事

以下、文書中誤字ありもの如し

八貫二百五十文 百間之内

此看到

一本 鑓、二間之中柄、皮笠

一騎 馬上、具足、甲立物、指物何にても

以上二人

右着到分国中何も等申付候、自今以後此書出之処、聊も不可有相違候、於違背者、越度者可為如法度者也、仍如件

壬申正月九日

鈴木雅樂助殿

改定着到之事

一本 鑓、二間之中柄、金銀之間相当二可推、持手、具足、皮笠、金銀之間二而紋可出

一騎 馬上、具足、甲大立物、金銀何二而も可推、手蓋、指物、四方豎六尺、横四尺
以上、式人

天正九年（1581）

右、前々之着到之内、少々相改定置者也、一々致披見毛頭無相違可致之候、大途堅被仰付間猶

以不可致相違候、火急二用意、来廿日を切而出来、專一二候、仍如件

辛巳七月八日

按 天正九年

鈴木雅樂助殿

一手組但半役人足計可出

一人半 恒岡三郎左衛門尉

一人半 朝比奈左内

一人 高月

二人 畔田半兵衛

二人半 豊田総五郎

一人半 関根右馬助

三人半 河目石見守

一人 榎本源四郎

一人 沼野若狭守

一人 島根佐渡守

一人 原勘解由左衛門尉

一人 岸与二郎

一人半 森筑後守

已上廿人

右、石倉之小奉行二申付候、大奉行如申無妄、嚴密二可相調者也、仍如件

亥六月十四日

鈴木雅樂助殿

岩付御領分兵糧、其郷領主相改、晦日を切而岩付大構之内付越、寄々預ケ置、至干三月、從御内儀在所々へ可付返、若妄致之、其郷二一俵も残置二付而者、其領主可為重科旨、依仰状如件

戊子正月五日

鈴木雅樂助殿

百間百姓中

来調儀之事

一、一本 鑓、金銀何成共、箔可推直事

一、一騎 自身、諸武具、如先着到可到之、指物四方

已上

右、先帳二一々雖有之、猶改而申出候、皮笠・立物・具足類之物をハ、嚴密に悉修覆、指物見苦敷者、新可仕立、出来之日限五月五日を可限、至干妄者、可為曲事者也、仍如件

四月五日

鈴木雅樂助殿

岩付御領分兵糧、每度改置通、毛頭無相違、来四月十五日迄之内、当城大構之内二可被付越、若一俵も残置二付者、領主可為越度旨、小田原殿 仰如件

伊達与兵衛

庚寅四月八日

尉房実 (花押)

享祿四年（1531）
天正一二年（1584）

鈴木雅樂助殿

島村家は、先祖を嶋村弾正左エ門高智と号す。近江に住し、細川高国に仕え、享祿四年六月廿四日撰津尼崎に於て入水して死せり。其子、近江入道明東国に下りて此地に住し、天正十二年八月十五日死す。道明の子出羽宗明と云う。

明治四十年四月二十一日 稿了 同年同月同日校了

武州北葛飾郡高野村竜燈山永福寺第三十六世

山高龍觀 時三十五

序中、柳雫とあるは百間柳原萩原氏者也。高甫とあるは百間川島大高氏なり。知后とあるは杉戸内山氏なるものなり。以上皆俳人也。